

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画 第二版（令和8年3月30日一部修正）新旧対照表

【改定項目】4. 必要とされる広域連携の概要

項目	No.	改定前	改定後
4. 必要とされる広域連携の概要	2	3) 広域連携に係る	3) 広域連携 <u>計画</u> に係る

【改定項目】5. 発災前の広域連携の手順

項目	No.	改定前	改定後
5.0 連携体制の構築	4	5) 中部地方環境事務所は、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月、環境省・防衛省）や災害廃棄物処理支援員制度（以下「人材バンク制度」という。）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D.WasteNet」という。）の仕組みを活用し、自衛隊や人材バンク登録者、民間団体等との連携体制を検討する。	5) 中部地方環境事務所は、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月、環境省・防衛省）や災害廃棄物処理支援員制度（以下「人材バンク制度」という。）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D.WasteNet」という。）、 <u>総務省の応急対策職員派遣制度（対口支援方式）、全国都市清掃会議による収集運搬支援、</u> 民間団体等との連携体制を検討する。

【改定項目】6. 災害応急対応時の広域連携の手順

6.0 連携体制の構築	5	5) 中部地方環境事務所は、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月、環境省・防衛省）や人材バンク制度、D.Waste-Net の仕組みを活用し、自衛隊や人材バンク登録者、民間団体等との連携体制を構築する。	5) 中部地方環境事務所は、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月、環境省・防衛省）や人材バンク制度、 <u>D.Waste-Net、総務省の応急対策職員派遣制度（対口支援方式）、全国都市清掃会議による収集運搬支援、</u> 民間団体等との連携体制を構築する。
-------------	---	---	---

【改定項目】6. 災害応急対応時の広域連携の手順

6.1 情報共有	6	表7 緊急応急対応時に共有すべき主な情報	(下表)
----------	---	----------------------	------

表 1 災害応急対応時に共有すべき主な情報

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	様式番号
被災市町村	<u>被害状況</u>	<u>様式 1</u>
	<u>必要な支援内容</u>	<u>様式 2-1-1 人的支援</u> <u>様式 3-1-1 資機材支援</u>
	<u>域外での緊急的な処理が必要な災害廃棄物等</u>	<u>様式 4-1 処理支援</u>
支援市町村	<u>可能な支援内容</u>	<u>様式 2-2-1 人的支援</u> <u>様式 3-2-1 資機材支援</u>
	<u>域外からの緊急処理受入</u>	<u>様式 4-2 処理支援</u>
被災県	(集約) <u>被害状況</u>	<u>様式 1</u>
	(集約) <u>必要な支援内容</u>	<u>様式 2-1-2 人的支援</u> <u>様式 3-1-2 資機材支援</u>
	(集約) <u>域外での緊急処理要請</u>	<u>様式 4-2 処理支援</u>
支援県	(集約) <u>可能な支援内容</u>	<u>様式 2-2 人的支援</u> <u>様式 3-2 資機材支援</u>
	(集約) <u>決定した支援内容</u>	<u>様式 2-3 人的支援</u> <u>様式 3-3 資機材支援</u>
	(集約) <u>域外からの緊急処理受入</u>	<u>様式 4-2 処理支援</u>
中部地方環境事務所	(集約) <u>被害状況</u>	<u>様式 1</u>
	(集約) <u>必要な支援内容</u>	<u>様式 2-1-2 人的支援</u> <u>様式 3-1-2 資機材支援</u>
	(集約) <u>可能な支援内容</u>	<u>様式 2-2 人的支援</u> <u>様式 3-2 資機材支援</u>
	(集約) <u>域外での緊急処理支援内容</u>	<u>様式 4-2 処理支援</u>
	<u>災害補助申請に資する情報</u>	
	<u>専門家に関する情報</u>	
産業廃棄物協会	(集約) <u>可能な支援内容</u>	<u>様式 2-2-1 人的支援</u> <u>様式 3-2-1 資機材支援</u>
	(集約) <u>決定した支援内容</u>	<u>様式 2-3 人的支援</u> <u>様式 3-3 資機材支援</u>

【改定項目】 6. 災害応急対応時の広域連携の手順

6.2 人材、資機 材の確保	7	24) 中部地方環境事務所は、幹事支援県が被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事支援県と調整の上、幹事支援県に代わって支援を主導する。	24) 中部地方環境事務所は、幹事支援県が被災し、被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事支援県と調整の上、幹事支援県に代わって支援を主導する。
-------------------	---	---	---

【改定項目】 付録

項目	No.	改定前	改定後
付録	8	新規	<u>付録5</u> <u>浄化槽担当部局及び電話番号</u>
	9	新規	<u>付録6</u> <u>南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン応援編成計画</u>

【改定項目】 新規

(付録5) 浄化槽担当部局及び電話番号 (県に限る)

団体名		電話番号
富山県	生活環境文化部 環境政策課廃棄物対策係	076-444-3140
石川県	土木部 都市計画課 生活排水対策室	076-225-1493
福井県	健康医療局 医薬食品・衛生課	0776-20-0354
長野県	環境部 水道・生活排水課	026-235-7321
岐阜県	環境エネルギー生活部 廃棄物対策課	058-272-8219
静岡県	くらし・環境部環境局 生活環境課	054-221-2253
愛知県	環境局 環境政策部 水大気環境課	052-954-6219
三重県	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課	059-224-3145
滋賀県	琵琶湖環境部 循環社会推進課	077-528-3471

(付録6) 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン応援編成計画

受入れ自治体	応援自治体	
	応援側の中心になる自治体	
静岡県	富山県	岩手県、仙台市
愛知県	福島県	青森県、宮城県、山形県、さいたま市
三重県	福井県	新潟県
和歌山県	埼玉県	
徳島県	鳥取県	新潟市
香川県	栃木県	
愛媛県	群馬県	
高知県	島根県	秋田県

大分県	佐賀県	
宮崎県	長崎県	

総務省「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」令和7年4月1日施行

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。

注4 管内に指定都市が存在する重点受援県（静岡県、愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。